

令和 6 年度群馬県 DX 産業人材育成支援事業における
e ラーニング等講座提供サービス利用条件(利用規約)

第1章 総則

第1条 (本条件の目的)

本条件は、群馬県が実施する令和 6 年度群馬県 DX 産業人材育成支援事業(以下「本事業」という。)」における DX 人材育成講座(基本・専門コース)を受講する者が、群馬県が指定する e ラーニング等講座提供サービスを利用するにあたり、同意する事項を定めるものです。

なお、当該サービスは群馬県が本事業の運営を委託した有限責任監査法人トーマツ(以下「本事業運営受託者」といいます。)により提供されます。

第2条 (定義)

本条件における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 本サービス

本事業運営受託者が DX 推進人材の育成を目的とする講座を提供するサービス

(2) 個別講座

本事業運営受託者が DX 人材育成講座として受講者に提供する個別具体的な講座
(例: デジタルリテラシー向上講座、ビジネスアーキテクト基礎講座等の個別講座)

(3) 受講者

群馬県が、個別講座の受講者として指定する者

(4) 受講者 ID

本事業運営受託者が受講者を識別するために受講者に付与する所定の符号

(5) 受講者環境

受講者が本サービスを利用するために必要となる本事業運営受託者が別途定めるコンピュータ端末、通信回線その他のハードウェアおよびソフトウェア

(6) 本事業運営受託者サービス環境

本事業運営受託者が受講者に対し本サービスを提供するためのコンピュータ、通信設備
その他ハードウェアおよびソフトウェア

(7) 本システム

個別講座を e ラーニング形式で実施する場合に使用する本事業運営受託者所定のウェブシステム(<https://lw-digitalhumanresourceplatform.deloitte.jp>)

(8) 講座コンテンツ

本サービスに関連して本事業運営受託者が受講者に提供する資料、データ等(個別講座の実施にあたり提供される講座資料を含みますが、これに限られません。)

(9) 本コンテンツ

講座コンテンツおよび本システムを構成する有形・無形の構成物(ソフトウェアプログラム、データベース、アイコン、画像、文章、マニュアル等の関連ドキュメントを含みますがこれらに限られません。)の総称

(10) ライセンサー等

本システムおよび本コンテンツにかかるデータソース元、ライセンサーその他本システムまたは本コンテンツの利用を本事業運営受託者に許諾する第三者

第3条 (受講者登録および登録情報の管理)

1. 受講者は、受講決定後、速やかに、群馬県に対し、別途指定する受講者情報(受講者の氏名、連絡先、当該受講者が受講を希望する個別講座、その他群馬県が指定する情報。)を、別途指定する方法にて提供したうえで、受講者登録を申請するものとします。
2. 前項の申請は、所定の方法により受講者登録が完了した旨の通知が受講者に発信されたことをもって、承認されたものとみなします。ただし、受講者は、以下の事由があると判明した場合、受講者登録が承認されないことがあることをあらかじめ了承するものとします。なお、群馬県および本事業運営受託者は、当該不承認の具体的な理由について一切説明義務を負いません。
 - (1) 申請された受講者情報が虚偽である場合
 - (2) その他、受講者登録をすることが相当でないと判断される合理的な事由がある場合
3. 受講者は、受講者情報に変更が生じる場合、事前に、別途指定する方法にて、群馬県に対し変更登録を申請するものとします。当該変更登録申請については、前二項の定めを準用するものとします。なお、当該変更登録申請については、群馬県が承認するまでは、その効力を生じないものとします。

第4条 (再委託)

受講者は、本事業運営受託者が本サービスの提供にかかる業務の全部もしくは一部を、第三者に再委託することができることをあらかじめ了承するものとします。ただし、その場合、本事業運営受託者は責任をもって再委託先を管理するものとします。

第5条 (問合せ対応)

1. 本サービスに関する受講者からの問合せに対応するためのヘルプデスクの対応形態および対応時間は、以下のとおりです。

対応形態	所定のメールフォーム
対応時間	受付: 24 時間 365 日 回答: 特別な場合を除き、受付の翌営業日中を目途とします。(なお、17 時以降の問合せは、翌営業日付の受付とみなします。)

2. 受講者は、前項に定める対応時間であっても、運用の都合等により、ヘルプデスクの全部または一部を一時停止または制限されることがあることを了承するものとします。

第6条 （講座コンテンツの使用範囲）

受講者は、講座コンテンツを、受講者による個別講座の受講および当該講座の復習の目的においてのみ使用することができるものとします。

第7条 （知的財産権等）

1. 本コンテンツおよび本システムに関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権を含む一切の知的財産権その他の権利(以下「知的財産権等」といいます。)は、本事業運営受託者または当該コンテンツまたは本システムにかかるライセンサー等に帰属します。本条件において明示したものを除き、本サービスの提供によって、本事業運営受託者は受講者に対し、本コンテンツおよび本システムに関する何らの権利も譲渡、移転、利用許諾するものではありません。
2. 本コンテンツまたは本システムに関して、第三者から受講者に対して知的財産権等にかかるクレームその他の請求(以下「クレーム等」といいます。)が発生した場合、受講者は直ちに本事業運営受託者に書面にてその旨およびクレーム等の内容を通知するものとし、本事業運営受託者はその責任と負担において当該クレーム等処理するものとします。ただし、当該クレーム等の発生が受講者の責に帰すべき事由に基づく場合(受講者が本コンテンツまたは本システムを本条件にて定める目的以外に使用した場合や、受講者が本事業運営受託者にクレーム等の発生を直ちに通知しない等の事由により本事業運営受託者が適切な防御を行う機会を逸することとなった場合を含みますが、これに限られません。)は、この限りではありません。

第8条 （受講者の責任）

1. 受講者は、本サービスの利用および本システム上における一切の行為(情報の登録、閲覧、削除、送信等を含みますが、これらに限られません。)およびその結果について、一切の責任を負うものとします。
2. 受講者は、本サービスを利用するにあたり必要となる受講者環境を自らの責任と費用をもって準備し、本事業運営受託者サービス環境に接続するものとします。
3. 受講者は、本サービスを利用するにあたり自ら調達する第三者が提供するサービスまたはソフトウェア(以下「第三者サービス」といいます。)にかかる環境設定その他設定作業を本事業運営受託者に依頼する場合、自らの責任および費用において、本事業運営受託者が当該第三者サービスへのアクセスおよび設定作業が可能となるよう必要な手続を履践するものとします。本事業運営受託者は、当該第三者サービスの設定作業の結果受講者に生じた損害その他不利益について、一切責任を負いません。
4. 受講者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与え

た場合または第三者からクレームその他の請求がなされた場合、自己の責任と負担をもってこれを処理、解決するものとします。

5. 受講者は、受講者の故意または過失により群馬県および本事業運営受託者に損害を与えた場合、群馬県および本事業運営受託者に対して当該損害を賠償するものとします。

第9条（禁止事項）

受講者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する行為またはそのおそれがある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 本サービスの趣旨を逸脱した利用をする行為
- (4) 本コンテンツを、本条件において認められる使用目的の範囲を超えて使用する行為
- (5) 本事業運営受託者の事前の承諾を得ることなく、個別講座の録音または録画を実施する行為
- (6) 本事業運営受託者またはライセンサー等の知的財産権等を侵害する行為
- (7) 本システムを構成するハードウェアまたはソフトウェアへの不正アクセス行為その他設備等に支障を与える行為
- (8) 本サービスの提供を妨害する行為またはそのおそれがある行為
- (9) 本システムを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
- (10) 他人の受講者 ID を使用する行為またはその入手を試みる行為
- (11) 他の受講者のデータを閲覧、変更、改ざんする行為またはこれらを試みる行為
- (12) 他の受講者による本サービスの利用を妨害する行為またはそのおそれがある行為
- (13) 本サービスの利用に関連して、本事業運営受託者の委託先またはライセンサー等に対して直接損害賠償請求その他法的措置をとる行為
- (14) 前各号に類する行為

第10条（保証）

1. 群馬県および本事業運営受託者は、本条件にて規定された限度においてのみ、本サービスについての責任を負うものとします。
2. 群馬県および本事業運営受託者は、本事業運営受託者サービス環境および本システムへの不正なアクセスまたは本サービスの不正な利用を完全に防止すること、本システムを構成するソフトウェアに不具合等がないこと（本コンテンツその他本システムを通じてアクセス可能な情報がコンピュータ・ウイルスに感染していないことを含みますが、これに限られません。）を何ら保証するものではありません。
3. 群馬県、本事業運営受託者およびライセンサー等は、本サービスおよび本コンテンツにつき、その信ぴょう性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、特定目的への適合性等について、

一切の保証責任を負いません。

第11条（本サービスの中断・停止）

1. 受講者は、所定の方法による受講者に対する事前の通知が行われた上で、本サービスの全部または一部の提供が中断または停止（以下「停止等」といいます。）されることがあることに同意するものとします。
2. 前項に定めるほか、受講者は、次の各号のいずれかに該当する場合、受講者への通知を要せずに、本サービスの全部または一部の提供が停止等されることがあることに同意するものとします。
 - (1) 本事業運営受託者サービス環境に異常がある場合
 - (2) 受講者または第三者の生命、身体または財産保護のため必要な場合
 - (3) 本サービスの提供のために利用される第三者のサービスの提供が停止した場合
 - (4) 受講者が本条件のいずれかの条項に違反し、またはそのおそれがあると群馬県または本事業運営受託者が判断した場合
 - (5) 第三者からの攻撃または不正行為により本サービスの提供が不可能または著しく困難である場合
 - (6) 火災、地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、暴動、内乱、テロ行為、感染症、ストライキ、争議行為、政府機関等の公権力による命令・処分・指示・要請その他の不可抗力により本サービスの提供が不可能または著しく困難である場合
 - (7) その他、群馬県または本事業運営受託者が本サービスの全部または一部の提供の停止等が必要と判断した場合
3. 群馬県および本事業運営受託者は、本条に基づいて本サービスの全部または一部の提供を停止等した場合であっても、停止等によって受講者に生じた不利益、損害について責任を負いません。

第12条（受講者登録の抹消等）

1. 受講者は、以下の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知または催告することなく、受講者登録を抹消されても異議を申し立てないものとします。
 - (1) 本条件の規定に違反した場合
 - (2) 登録情報に虚偽または不正確な事実があることが判明した場合
 - (3) 本サービスの利用に際し、本システムを利用する場合において、当該受講者による本システムへのログインが12か月以上ない場合
 - (4) 受講者に対する本サービスの提供が、独立性にかかわる諸法令等に抵触し、またはそのおそれがあると群馬県および本事業運営受託者が判断した場合
 - (5) 前各号のほか、群馬県及び本事業運営受託者が受講者登録の継続が不適切であると合理的に判断した場合

2. 受講者は、前項第1号ないし第3号のいずれかに該当することが判明した場合、ただちに群馬県および本事業運営受託者に対して通知するものとします。
3. 受講者は、本条に基づく受講者登録の抹消により受講者(利用者の属する企業を含む。)に損害等が生じた場合でも、群馬県および本事業運営受託者は当該損害等について一切責任を負わないことに同意するものとします。

第13条 (秘密保持)

1. 本条件において「秘密情報」とは、次の各号のいずれかに該当する情報をいいます。
 - (1) 本条件の内容
 - (2) 本サービスの利用に際して、または関連して、受講者が知り得た本事業運営受託者の営業上、技術上その他一切の情報
 - (3) 本サービスに関する一切の情報
 - (4) その他社会通念上合理的に秘密であると認識されるべき情報
2. 受講者は、秘密情報を厳に秘密として保持し、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
3. 受講者は、秘密情報を個別講座の受講および当該講座の復習の目的以外で使用または利用してはならないものとします。
4. 受講者は、本事業運営受託者が、次の各号に掲げる目的で、受講者による画面・項目の利用頻度等の統計数値を利用し、あるいは統計調査に必要な限度でこれらの情報を解析し、二次加工して活用(解析結果の第三者への開示を含みます。)することに同意するものとします。
 - (1) 本サービスの追加機能の開発
 - (2) 本サービスの品質維持および改良
 - (3) 新規サービスの開発
 - (4) 本事業運営受託者の事業にかかるプロモーション・販売促進活動
5. 受講者は、受講終了時または群馬県および本事業運営受託者が要求するとき、本条件に別段の定めがない限りまたは法令に違反しない限り、群馬県および本事業運営受託者の指示に従って直ちに秘密情報を返還または破棄するものとします。

第14条 (個人情報の取扱い)

1. 受講者は、本サービスの提供を受けるに際し必要となる場合には、群馬県の求めに応じ個人情報(個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)に定める「個人情報」をいいます。以下同じ。)を提供することに同意するものとします。
2. 受講者は、群馬県及び本事業運営受託者が受講者の本サービスの利用状況(個別講座の受講状況や結果を含みますが、これらに限られません。)を、個人を特定できない形に統計処理の上、当該処理結果を分析および新規サービスの開発、本サービスの機能追加等の目的で利用(分析結果の第三者への開示を含みます。)することを承諾するものとします。

3. 受講者は、個人情報に関する確認または同意取得のために必要な範囲において、群馬県が本プログラム運営受託者を通じて受講者に直接の連絡をすることがあることを承諾します。

第15条（本サービスの利用の終了）

1. 本サービスの利用期間は、個別講座の受講期間内とし、受講者は、以後、本サービスを利用することはできません。
2. 本サービスの利用の終了後も第7条(知的財産権等)、第8条(受講者の責任)、第10条(保障)、第13条(秘密保持)、第14条(個人情報の取扱い)および本条の規定の効力は、本サービスの利用終了後においても適用対象となる事項が存続する限りにおいて存続するものとします。ただし、第13条(秘密保持)の規定の効力は、本サービスの利用終了後3年間に限り存続するものとします。

第16条（反社会的勢力の排除）

1. 受講者は、自らが暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準備構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらの準ずる者(以下併せて「暴力団員等」といいます。))に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本サービスの利用期間中該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
2. 受講者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 虚偽の風説を流布し、偽計を行いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 受講者は、自らが前二項の表明または確約に違反したときは、何らの通知または催告をすることなく、受講者登録を抹消されること、また、当該受講者登録の抹消により受講者(利用者の属する企業を含む。)に損害等が生じた場合でも、群馬県および本事業運営受託者は当該損害等について一切責任を負わないことに同意します。

4. 受講者は、本サービスの利用に関し、暴力団員等から不当な介入を受けたときは、直ちにその旨を群馬県および本事業運営受託者に報告するものとします。

第2章 本システムの利用にかかる特約

第17条（本章の適用）

1. 本章の規定は、受講者による本システムの利用に関する限りにおいて、第1章の規定に優先して適用されるものとします。

第18条（受講者 ID およびパスワードの管理）

1. 本サービスの利用のために必要となる受講者 ID およびパスワードは、第3条に定める受講者登録完了後、遅滞なく、受講者に対して通知されます。
2. 受講者は、前項に従い付与された受講者 ID およびパスワードの取扱いについて、以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 自らの管理責任により、受講者 ID およびパスワードを不正使用されないよう厳格に管理すること
 - (2) 受講者 ID およびパスワードを第三者に開示または貸与しないこと
3. 受講者は、受講者 ID およびパスワードを紛失した場合、盗難等の被害に遭った場合、誤って第三者に開示した場合または漏洩が生じた場合には、直ちに本事業運営受託者にその旨を通知するものとします。
4. 受講者は、以下の事項に同意するものとします。
 - (1) 群馬県および本事業運営受託者の責に帰さない受講者 ID およびパスワードの不正利用によって受講者に生じた損害については受講者自らの負担となること
 - (2) 受講者 ID およびパスワードの認証を行った後に行われた本システムの利用行為については、すべて受講者に帰属するものとみなすこと

以上

制定日：令和6年6月19日